

財務大臣 与謝野馨

ハ　ロ　イ
方　募

価・別債行争非者特国札非
格第参市及入価・別債発競
競Ⅱ加場び札格第参市行争
争非者特国発競I加場入
行争の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしび価一を場で競競と
入場も加、た価格国定特あ争争す
札特の者財後格競債め別つ入る
発別にご務に競争市る参て札札も
行參よと大行争入場も加、と發の
一加るに臣わ入札特の者財同行に
と者發応がれ札發別にご務時一よ
い・行募各の行參よと大にとる
う第へ限國る募一加るに臣行い發
。II以度債入と者發応がわう行
非下額市札のい・行募各れ。(以
価一を場で決う第へ限國る、
格国定特あ定一I以度債入価一
競債め別つを及非下額市札格非

特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入
別 債 入 價 ・ 別 債	發 競	札 格 行 札
参 市 札 格 第 参 市	行 争	發 競 發 發
加 場 發 競 I 加 場	入	行 争 額 行

条特百国条特三国条特九つ定円で利十億はづ律百金し二債う額
 の別三債の別億債の別十いに、四付七八、き第十額た条のち面
 規会十に規会五に規会億て基同千国条千額発四万で利第発、金
 定計一つ定計千つ定計七はづ法五債の四面行十円七付一行平額
 計に億いにニいにに百、き第百に規百金し六、千国項の成で
 にに基関百て基関四額発六二つ定五額た条特六債の特二一
 づする、づす万、づす十面行十一いに十で利第別百に規例十兆
 発法額きる円額きる五金し二三て基万二付一會七つ定に年八
 行法律面發法万額た条三千はづ円千国項計十いに関度千
 し第金行律金行律円で利第千、き、三債のに八て基すに百
 た四額し第額し第三付一九額發同百に規関億はづるお十八
 利四十でた四千國項十面行法四つ定す七、き法け
 付七千利十四利十五債の五金し第十いにる千額發律る億
 八付七百に規万額た四六て基法七面行第公円

十 口 イ 一	十 九 八	八 二	ハ 口 イ	七 行 争 非 者
發	振 額 最 替	低 行 争 非 者	特 國 行 争 非 者	特 國 札 非 入 債 込
非 入 債 發	額 入 債 ・ 別 債	入 債 ・ 別 債	發 競 札 格 金	行 争 非 者
競 札 格 行 行	單 面	札 格 第 參 市	札 格 第 參 市	競 札 格 金
爭 發 競 債	位 金	發 競 II 加 場	發 競 I 加 場	入 行 爭 額
入 行 爭 格 日	位 金	發 競 II 加 場	發 競 I 加 場	發 競 II
額 錢 額	平 す 額 の 振	五	二	円 千 百 四 万 一
面 以 面	成 る の 記 替	万	億	円 八 円 十 円 兆
金 上 金	。整 載 法	円	五	債 百 三 八
額 の 額	十 数 又 の		十	に 三 億 千
百 そ 百	一 倍 は 規		六	つ 十 六 百
円 れ 円	年 の 記 定		万	い 六 千 六
に ぞ に	二 金 錄 に		円	て 億 四 十
つ れ つ	月 額 は よ			、 千 百 八
き の き	十 に 、 る			額 面 百 十 八
百 応 百	六 よ 最 振			金 億 百 八
円 募 円	日 る 低 替			額 面 六 万 百
二 債 二	も 額 口			で 五 三
十 格 十	の 面 座			二 千 十
八 六	と 金 簿			億 万 六 三

の経利入価・別債行争非者特国札
払過札格第参市及入価・別債発
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場、

(一)
は者にへ額よの口るに
、又おたにりに座も係發
前記はいだ百算つにのる行
外てし分出い記と所時
(一)國取、のして載し得に
算得当二たは又て税お
式人す該十金前記は振がい
にでる國を額記替源て
よあ者債乗か(一)錄口泉、
りるがをじらのさ座徵そ
算場非發た當算れ簿收の
出合居行金該式る中さ利
しに住時額金にものれ子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{58}{365}$$

(一) 年	錢
む十式は ○	
も号に、募・	
のによ払入八	
と規り込決パ	
す定算金定一	
るす出額のセ	
。るしに通ン	
期た加知ト	
日金えを	
に額、受	
払を次け	
い第のた	
込二算者	

二十九十八十六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初期利子

平成財務大臣から通知を受けた者
二十一一年二月十六日
本面成利銀金二行額十から通知を受けた者
てを年子、支六月をそ払月
る額二百五支の期二円年払日と十
に十う以し日つ二。前、及
き月六各び百二十円十
間払二日
に期月属に二
すお十

額面金額× $\frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

規下は期た期平定、が金と成する國法金額を、十率がに乗用該年で、式月にたに二。金額を受居て号支當だよ十額ける者同に払たしり日じおうる、算を所又。いへと支出支控得はて以き払し払除税外